

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 1. 4	R5. 1. 18	・ 令和5年初市（豊洲市場）の取材案内プレス送付先 ・ 令和5年初市 プレス受付一覧	2		1					1	1							ア 取材責任者は民間企業の職員名であり、特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） イ 電話番号については、公にされていない担当者の携帯や特定の部署の電話番号であることから、公にすることにより不特定多数の者から電話がかかる恐れがあり、当該事業者の事業運営及び都の機関の適正な事務の遂行が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号、第6号）。	中央卸売市場 管理部総務課
2	R5. 1. 10	R5. 1. 24	東京都中央卸売市場豊洲市場で令和元年及び2年に取引されたクロマグロ（出荷者の住所が青森県大間町、または〇〇漁協であり、品名がホンマグロ等クロマグロである部分）の卸売の記録	1		1					1	1							ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 エ 規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。	中央卸売市場 豊洲市場水産 農産品課
3	R5. 1. 10	R5. 1. 24	東京都中央卸売市場豊洲市場で令和5年1月5日に取引されたクロマグロ（出荷者の住所が青森県大間町、または〇〇漁協であり、品名がホンマグロ等クロマグロである部分）の卸売の記録	1		1					1	1							ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 エ 規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることにより当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。	中央卸売市場 豊洲市場水産 農産品課

4	R4. 8. 30	R5. 1. 27	東京都中央卸売市場条例第37条に基づき仲卸業者（水産）から提出された事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書。 （2022年4月1日から7月31日の間に提出され、株式会社であり、非上場企業のものに限る。）	267	1						1	1	1	1	ア 代表者の住所、自宅電話番号。個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7号第2号） イ 売買参加章番号、店舗番号、記号（屋号）及びそのフリガナ、商号、代表者氏名とその印影、店舗電話番号、事務所電話番号。法人に関する情報であり、これらの情報を公にすることにより、事業者の特定につながり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。法人に関する情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条台3号）。これを公にすることで、偽造による犯罪予防に支障を及ぼすおそれがあるため（代表者印影、東京都情報公開条例第7条第4号）。 ウ 貸借対照表のうち、会社法第440条で公告すべきとしている項目や金額以外。損益計算書のうち、会社計算規則第88条から同規則第94条で記載すべきとしている項目以外。法人に関する情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。	中央卸売市場 豊洲市場水産 農産品課
---	-----------	-----------	---	-----	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	--------------------------

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。